

質問回答

2019年12月9日

「バングラデシュ国ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクトフェーズ2【有償勘定技術支援】」

(公示日:2019年11月27日/公示番号:19a00745)について、企画競争説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第3特記仕様書案16ページ6.その他留意事項(3)安全対策5)	「本調査における調査団員の渡航期間は各回一か月以内を想定している」とありますが、渡航期間の制限以外に同時に渡航できる専門家の人数に制限はあるのでしょうか？また、調査団員にバングラデシュ国籍の専門家がいた場合、その専門家に対しては、渡航期間および人数制限の対象外と考えてよろしいでしょうか。	同時に渡航できる専門家の人数に制限はございません。また、特記仕様書案16ページ6.その他留意事項(3)安全対策5)のうち、「尚、本調査における調査団員の渡航期間は各回一か月以内を想定しているため、事務所の設立は想定していない。団員の執務エリアは、滞在先のホテル、調査協力機関執務室の一部(貸与の可否について発注者とバングラデシュ側で協議予定)、現地再委託先執務室を想定している。」を削除いたします。よって、バングラデシュ国籍を含む全専門家に渡航期間の制限はございません。必要であれば1か月以上の滞在を認めます。 さらに、特記仕様書案15ページ3.対象国の便宜供与を「実施機関との間で合意されたR/D及びM/Mを参照のこと。」から「(1)カウンターパートの配置(2)事務所スペースの提供」に変更いたします。
2	第3特記仕様書案16ページ5.見積の分離	「第三国における研修を実施する場合のC/P渡航費」とありますが、この渡航費というのは航空賃のみを示すのでしょうか？それともC/Pの日当	CPの日当や宿泊費、同行する専門家の渡航費等、第三国研修にかかるすべての費用を含む形で別見積を作成願います。

		や宿泊費、同行する調査団員の渡航費も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	
3	第3 特記仕様書案 7 ページ 5. 実施方針及び留意事項 (8) 本邦・第三国研修	「当該業務に関しては「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン(2015年4月)」を参照し、」とありますが、貴機構ホームページで公開されている最新の研修に関するガイドラインは「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」となっております。どのガイドラインを参照すべきでしょうか。	「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月)」を参照願います。

以上